

インフルエンザの出席停止期間が変更されました！

これまで「解熱後2日が経過するまで」でしたが、

それに「発症後5日が経過していること」も条件に加わりました。

インフルエンザによる学校の出席停止期間は、学校保健安全法施行規則十九条で「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」と平成24年4月1日に改正されました。

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザではいったん熱が下がっても、再び発熱する場合があります。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことができるため、このように変更になりました。



インフルエンザと診断された場合、「発症日がいつ」なのかが、出席停止期間を決めるにあたり重要になりますので、かかりつけの医師に確認をお願いします。

また、発症後5日を経過していても、熱のない日が2日経過しないと登校できません。